

独立行政法人国立病院機構埼玉病院地域医療研修センター運用実施要綱

1 目的

独立行政法人国立病院機構埼玉病院地域医療研修センター(以下「研修センター」という。)は、地域の保健医療機関で働く医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、栄養士等の生涯教育の場として運用することにより、専門知識の向上及び新しい技術等の普及を通じて地域全体の医療水準の向上及び新しい医療・保健衛生知識の普及に努め、併せて地域保健医療機関相互の機能分担と連携、各専門分野間の相互理解と協調を図ることによって、地域医療・福祉の充実を実現することを目的とする。

2 運営基本方針

- (1) 独立行政法人国立病院機構埼玉病院に付与された診療機能及び教育研修機能を十分に活用し、次の業務を運営する。
 - ① 地域の医療専門職の生涯教育
 - ② 新医療技術の普及と医療資源の有効利用
 - ③ 地域住民に対する医療・保健衛生知識の普及
 - ④ より良い医療・福祉の遂行のための職種、専門を超えた多職種との討議及び連携
- (2) 研修センターの運営を円滑に行うために、独立行政法人国立病院機構埼玉病院、地域医師会、地域歯科医師会、地域薬剤師会、保健所等の代表者ならびに学識経験者から構成する運営協議会を設置し、運営に関する重要事項を協議する。構成及び運営の詳細については、別に定める。

3 実施体制

- (1) 医師の生涯教育に関する研修
医学講演会、症例検討会、臨床病理検討会(CPC)、医学講習会
- (2) 専門職種別教育研修
各職種別研修会
- (3) 患者ならびに地域住民に対する教育
成人病講座、母親学級、UD会等
- (4) 地域医療に関する研修
地域医療カンファランス、医療・保健・福祉の連携に関する勉強会等

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日一部改定